

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（以下「人材確保法」という。）の一部改正

（本則第一条関係）

一 教育職員の配置の拡充に関する規定の新設

義務教育諸学校の教育職員については、少人数の児童又は生徒による学級の編制、複数の教育職員の協力による指導等により、きめ細かな教育を行うことができるよう、その十分な人数の配置を確保するために必要な措置が講じられなければならない旨の規定を新設するものとする。

二 一に伴い法律の題名等の改正を行うものとする。

第二 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正

（本則第二条関係）

一 国立大学法人等の人件費の総額の削減を定めた規定の改正

独立行政法人等の人件費の総額の削減を定めた第五十三条第一項の対象から国立大学法人等を除外する等の改正を行うものとする。

二 公立学校の教職員数の純減を定めた規定の削除

公立学校の教職員の総数について児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるための措置を講ずる旨を定めた第五十五条第三項の規定を削除するものとする。

三 人材確保法の廃止を含めた見直し等に関する検討条項の削除

人材確保法の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討等を行う旨を定めた第五十六条第三項の規定を削除するものとする。

第三 施行期日

（附則関係）

この法律は、公布の日から施行するものとする。